

「医師資格証（HPKI）」と「デジタル資格者証」について ～共通点と相違点を踏まえた両者の役割～

日本医師会総合政策研究機構

矢野 一博

概要

- ・ デジタル庁が「国家資格のオンライン・デジタル化」を開始し、マイナポータルを通じて各種の国家資格に係る手続きをオンラインでできるようにすると発表した。医師に関しては 2024 年 11 月頃開始予定とされている。
- ・ 提供機能の一つに、スマートフォンなどで表示することができる「デジタル資格者証」がある。
- ・ このため「デジタル資格者証」を使えば、「医師資格証」は不要なのではないかという声が聞かれる。
- ・ 「医師資格証」と「デジタル資格者証」は、医師資格を提示する点は共通であるが、「医師資格証」は電子署名ができ、「デジタル資格者証」はできないなど、その役割や機能は異なる。
- ・ 特に医療 DX における活用に関して、「デジタル資格者証」では医療データの真正性担保などの信頼性の確保はできないことから、「デジタル資格者証」が「医師資格証」に代替することはない。
- ・ マイナンバーカード（JPKI）の電子署名を使えば、真正性の担保は可能だが、本人の住民票住所が任意の第三者に開示される。
- ・ それらの違いを十分に認識の上、両者の関係性を正確に理解して、混同や誤解しないようにして利用しなくてはならない。

※医師資格証：日本医師会が医師に向けて発行している HPKI カード

目次

1. はじめに	1
2. デジタル資格者証と医師資格証	2
2.1 デジタル資格者証とは	2
2.2 医師資格証とデジタル医師資格証とは	3
2.2.1 医師資格証とは	3
2.2.2 デジタル医師資格証とは	4
2.2.3 医師資格証とデジタル医師資格証の関係	5
3. 医師資格証とデジタル資格者証の共通点と相違点	8
4. 医師資格証（HPKI）にとってのデジタル資格者証のメリット	11
5. まとめ	13

1. はじめに

デジタル庁が、2024 年 8 月 6 日から「国家資格のオンライン・デジタル化」を開始すると発表した。これまで紙を前提として行われていた各種の国家資格に係る手続きを、マイナポータルを通じてオンライン申請できるようにするための仕組みである。それぞれの国家資格によって開始時期は異なるが、医師に関しては 2024 年 11 月頃に開始予定とされている。

併せて、住民基本台帳ネットワークやマイナンバー制度のインフラと連携することで、手続き時に必要であった住民票の写し等の添付書類を省略することやマイナポータルを通じて資格を提示することも可能となる。また、行政機関等の資格を管理・提示を受ける側は、電子的に資格情報を取り扱えるようになることから、事務の効率化や資格情報の正確性の担保が実現できるとされている。

この「国家資格のオンライン・デジタル化」の中の機能のひとつとして「デジタル資格者証」を取得することができるようになっている。

一方、日本医師会では、厚生労働省の保健医療福祉分野 PKI 認証局(Healthcare Public Key Infrastructure : HPKI) に基づく「医師資格証」の普及を進めている。

医師資格証は HPKI カードのひとつであり、日本医師会が医師に向けて発行しているものである。

医師資格証の券面には、氏名、生年月日、医籍登録番号などを印字して、本人の顔写真を貼付していることから、提示することで「本人であること」と「医師であること」を同時に証明できる。また、裏面の IC チップには、日本医師会の HPKI 認証局から発行する電子証明書を格納しており、電子的に本人であることの証明と共に、医師の資格を証明する電子署名ができるようになっている。

本稿では「デジタル資格者証」が発表されたことで、「医師資格証」(HPKI) と混同が見受けられるため、これらの関係性と役割の違いについて整理を行う。

2. デジタル資格者証と医師資格証

2.1 デジタル資格者証とは



図1 デジタル資格者証の券面（想定）¹

デジタル資格者証とは、国家資格を保有する者がマイナポータルを通じて、自身が保有する国家資格を提示する仕組みである。

マイナンバーカードを使ってスマートフォンやパソコンでマイナポータルにログインして、図1にあるような国家資格が表示される画面を提示して活用する。また、印刷用PDFを取得、印刷して対面や郵送で提出、メールに添付して相手方に送信することが想定されている。

¹ 「https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/f5541d61-9839-408d-babb-bd40c8dead71/3a579f7e/20240806_policies_online_government_certifications_00.pdf」 から筆者作成

デジタル資格者証には二次元バーコード（QR コード）が貼付されており、提出を受けた側（検証者）は、その QR コードを読み込んで、デジタル庁の確認ページにアクセスして、その資格の有効性を確認することができる。

それ以外にも、資格保有者の住所変更や婚姻による氏名の変更手続きなどもオンラインで行うことができ、住民票の写しや戸籍謄本等の添付書類を省略することができる。また、資格の新規申請もオンラインで実施できる。

これまで紙でやり取りされていた各種の手続きがオンライン化されることで、資格保有者、資格を確認する側、双方にとってメリットを享受できる仕組みと謳われている。

これらは、マイナンバー法を改正して、医師を含む 84 の国家資格をマイナンバー利用事務に追加したことで実施できるようになっており、医師資格の取り扱いとは 2024 年 11 月頃から開始予定となっている。

なお、この仕組みは厚生労働省が管理・所管する医籍登録簿の医籍登録番号とマイナンバーを直接紐付けるものではなく、デジタル庁が構築した「国家資格等情報連携・活用システム」に医籍登録情報を副本として登録することで実現しているものであり、利用するにはマイナポータルから利用者自身による初期登録が必要である。

2.2 医師資格証とデジタル医師資格証とは

2.2.1 医師資格証とは

医師資格証は、日本医師会が発行し、普及を進めている IC チップを搭載した HPKI カードである。

図 2 の左に示す通り、券面に氏名や生年月日、医籍登録番号などを印字すると共に顔写真を貼付していることから、「本人であること」と「医師であること」の両方を同時に証明可能な IC カードである。

また、IC チップ内に HPKI 電子署名が可能な電子証明書を格納しており、電子的にも「本人であること」と「医師であること」を同時に証明することができる。

更に、利用者証明書（認証用証明書）も格納していることから、電子カルテや地域医療連携システムなどに、医師の資格を確認した上でログインするためにも利用できる。

電子的に「本人であること」を証明できる電子証明書はマイナンバーカードにも格納されており、このことからマイナンバーカードは「デジタル社会のパスポート」と言われている。

同様に考えれば、医師資格証に格納されている電子証明書は、「本人であること」に加えて「医師であること」を証明できることから、今後、医療 DX を推進して行く上で重要な要素であり、マイナンバーカードに倣えば「医療 DX のパスポート」と言える。

2.2.2 デジタル医師資格証とは

医師資格証は、物理的な IC カードとして発行しているが、2024 年 3 月からは、図 2 の右に示す通り、新たに「デジタル医師資格証」の提供も開始した。

Android、iOS どちらのスマートフォンにも対応しており、インストールして生体認証でログインすることで医師資格証と同等の券面が表示される仕組みである。また、メニューの中には研修会の受講履歴や取得単位の確認機能、お知らせ機能などがある。

もっとも特徴的なのが、電子処方箋などへのリモート署名に対応した、HPKI セカンド電子証明書と連動していることである。

HPKI セカンド電子証明書は、医師資格証の発行と同時に発行される電子証明書であるが、発行された HPKI セカンド電子証明書は、カードの IC チップの中ではなく、電子証明書を預かる安全管理のされた専用のクラウド上に格納される。

この時の登録情報とデジタル医師資格証で利用するスマートホンの生体認証

を組み合わせることで厳格な本人確認を行い、HPKI セカンド電子証明書を使って、医師資格証と同じ HPKI 電子署名ができる仕組みになっている。

なお、まだリリース間もないため、現時点では機能が限られているが、今後、一層の機能拡充を行う予定としている。



図2 医師資格証・デジタル医師資格証の券面

2.2.3 医師資格証とデジタル医師資格証の関係

このように、日本医師会では2つの方法で医師の資格証明を可能とする仕組みを提供しているが、デジタル医師資格証は、あくまで医師資格証の保有を前提としたものである。

世界的な半導体不足の影響で、IC カード型の医師資格証の発行を一時的に停止して、先行で HPKI セカンド電子証明書を発行する事態も生じているが、医

師資格証の申請を行わないとデジタル医師資格証は利用できない。

したがって、デジタル医師資格証は、医師資格証を補完するものであり、緊急時や災害時などに医師資格証を持ち合わせていない時でも、デジタル医師資格証を提示することで券面による医師本人の証明ができるようにしてある。また、どちらも HPKI 電子署名を行うことができる。

そのため、基本的な機能に違いはない。

なお、デジタル医師資格証は、スマートホンで提示する点、また、方式はマイナンバーカードか生体認証の違いはあるにせよ、厳格に本人確認を行って利用する点でデジタル資格者証と類似しているが、デジタル資格者証では電子署名ができないなど、本質的な点が大きく異なる。

これらの違いについては、次章で述べる。

医師資格証（デジタル医師資格証を含む）の保有者数を図 3 に示す。

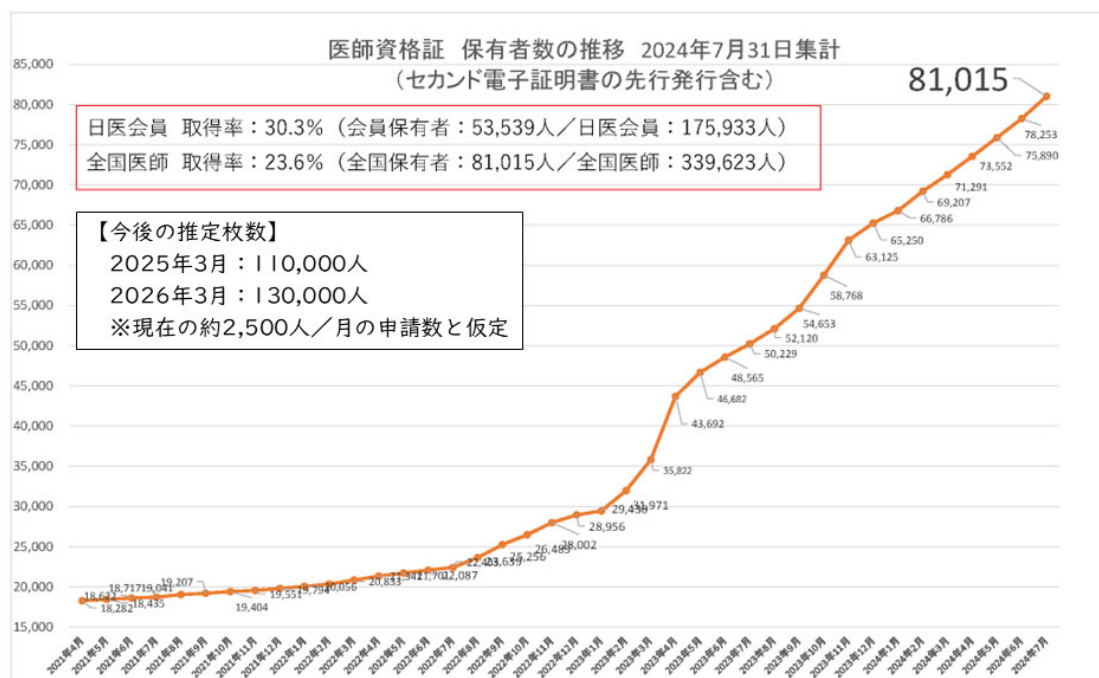


図 3 医師資格証保有者数の推移（2024 年 7 月末集計）

保有者数は、2024 年 7 月末現在で 81,015 名となり、日本医師会の会員に占める割合は 30.3%、全国の医師に占める割合は 23.6%となっている。

電子処方箋の導入開始以降、特に 2023 年 10 月頃から申請数が急増し、月に 8,000 件を超えるケースもあったが、現在は概ね月に 2,000～2,500 件程度で推移している。

従って、このままのペースの申請であっても、2024 年度末（2025 年 3 月）には単純計算で約 11 万人、2025 年度末（2026 年 3 月）には約 13 万人の保有者数となり、全国の医師に占める割合も 30%を超え、一定程度の浸透が見込まれる。

3. 医師資格証とデジタル資格者証の共通点と相違点

医師資格証とデジタル資格者証は、似たような役割や機能はありつつも、必ずしもイコールの関係ではない。まずは、基本的な役割や機能について表 1 にまとめる。(なお、デジタル医師資格証は基本的な役割と機能は医師資格証と同一なため、以降、医師資格証にデジタル医師資格証も含めるものとする。)

表 1 共通点と相違点

	医師資格証 (デジタル医師資格証)	デジタル資格者証
医師資格の提示	○	○
本人の証明	○	×
電子署名	○	×
サービス	日本医師会や医療分野に特化したサービスに利用。制度の組み方によっては、国民向けサービスにも利用可能	行政手続きを主として、国民向けサービスに利用

表 1 の通り、どちらも「医師の資格を相手（第三者）に提示することができる」点が共通点である。

一方、相違点としては、以下の事項が挙げられる。

① 本人であることの証明

医師資格証は、「本人であること」と「医師であること」を同時にセットで証明できるが、デジタル資格者証は、あくまで有効な医師資格を提示できるものであって「本人であること」は証明できない。

この点は、次の通りデジタル庁のホームページにも明記されている。

※本人確認の必要性²

デジタル資格者証は提示された資格者証の有効性及び真正性を検証するものであり、当該資格者証が、それを提示した本人のものであることを保証するものではありません。本人確認が必要な場合は、別途マイナンバーカード等による確認を行ってください。

そのため、デジタル資格者証の利用には注意を要する。例えば、医師の採用時には、通知³によって医師免許証の原本確認が求められている。紙の医師免許証であれば、透かし等を確認することで原本とコピーの見分けは可能であるが、データで取得したデジタル資格者証は印刷してしまえば原本もコピーも区別はなく、かつ、データを持っていれば誰でも印刷できてしまう。

また、紙原本とデータを印刷したものでは、データは誰でも印刷できることを鑑みれば、他人が持参しているリスクはデータ印刷の方が相対的にではあるが高くなる。

したがって、紙の場合でも本人確認は必要であるが、デジタル資格者証を使う場合は、確実に QR コードを読み取って、デジタル庁の確認ページで確認しなくてはならない。加えて、顔写真付きの身分証明書の提示を求め、その身分証明書の真偽も含めて、確認ページと記載事項の一致を確認して、提示者本人であることを厳密に確かめる必要がある。

② 電子署名の付与

医師資格証は、電子処方箋等の医療データに電子署名を付与することで、その医療データの作成者が「本人であること」と「医師であること」を同時に証明できる。

² 【デジタル庁ホームページ】<https://www.digital.go.jp/policies/government-certification>

³ 「医師及び歯科医師の資格確認の徹底について(通知)」(平成 24 年 9 月 24 日付け医政医発 0924 第 1 号、医政歯発 0924 第 2 号厚生労働省医政局医事課長、歯科保健課長通知)

また、電子署名であることから、医療データに対する「完全性」、「真正性」、「作成者の否認防止」の信頼性を確保することができる。

一方、デジタル資格者証は、そもそも電子署名の機能がない。そのため、作成者の証明も医療データの信頼性の確保もできない。

ただし、デジタル資格者証も含めて医療データに電子署名を施せば、作成者の証明と信頼性の確保も不可能ではない。その場合でも、マイナンバーカード（JPKI）の電子署名だと、本人の住民票住所が任意の第三者に開示されることから、プライバシー侵害や場合によっては医師への危害行為のリスクが高まるため、その利用は望ましくない。マイナンバーカード（JPKI）は、基本的に行政手続きで利用することを想定しており、その本人の証明として電子署名をする仕組みである以上、電子署名時の基本4情報（氏名、生年月日、性別、住所）は必ず開示される。

また、それを回避するため、認定認証事業者が発行する電子証明書を使うことも考えられるが、その場合、医師資格証（HPKI）と大きな違いはない。更に、既に整備されている HPKI のインフラに加えて、新たなシステムに対する設備投資や環境整備が必要になる。そのため、社会インフラの整備として二重投資になることの是非も含めて、十分に検討する必要がある。

③ 提供できるサービス

医師資格証は、研修会の受付利用や取得単位の確認をするなど、日本医師会が提供するサービスを利用する際に使っている。また、デジタル医師資格証は、デジタルの特性を生かして、今後、専門医機構や各学会と連携するなどして専門医認定証明書や会員証の表示など、医療分野での利用範囲の拡張をすることができる。

一方、デジタル資格者証は、医師に限らず、様々な国家資格の手続きを中心とした国民向けのサービス利用を想定しているものであり、個別分野のニーズに応じたサービスに細かには対応できない。

4. 医師資格証（HPKI）についてのデジタル資格者証のメリット

このように、医師資格証とデジタル資格者証の共通点はあるが、相違点を見ると、基本的に役割が異なるものである。

ただし、「国家資格のオンライン・デジタル化」自体が、各種の国家資格に係る氏名等の変更手続きや資格提示をオンラインで実施できるようにするための仕組みであることから、双方を組み合わせることで医師資格証についてのメリットが考えられる。

その一つが、医師資格証の申請・発行に係る手続きへの活用である。

厚生労働省が定める HPKI の運用規則である HPKI 証明書ポリシーの改定が前提にはなるが、現在の医師資格証の申請には、「顔写真を貼付した申請書」、「医師免許証のコピー」、「住民票の写し」、「運転免許証等の身分証明書」の提出が必要である。

これに、デジタル資格者証を提出可能とすれば、「医師免許証のコピー」だけでなく、住民基本台帳ネットワークと連携していることから「住民票の写し」の提出も不要になる。

また、デジタル資格者証は電子データとして送信も可能なため、申請の意思確認をするためのマイナンバーカードによる電子署名を組み合わせることで、申請をオンラインで完結させることができる。

現在、日本医師会では、デジタル庁と共同でマイナポータルを経由した医師資格証の申請方式を導入しているが、申請時は医師免許証の画像をアップロードしてもらい、それを元に、別途、アナログで医師資格を確認している。

これをデジタル資格者証に置き換えることができれば、アナログによる医師資格確認の手間も省けるため、申請者と審査側の双方にメリットがある。まさにデジタル庁が示すメリットそのものである。

なお、より積極的に活用ができるならば、今回の仕組みと日本医師会の審査に係るシステムを連携させて、より利便性を向上させた申請方式や利用者へのメリットの提示も検討できる。

5. まとめ

デジタル資格者証は、あくまで「自分自身」が「相手に対して」資格を提示して、「自分自身の手続き」に利用することを前提とした仕組みである。そのため、マイナポータル上の画面で資格を提示したり、表示される QR コードをメール送信したり、印刷して提出するものとされている。

住所変更や採用時の資格証明等の手続きの時、紙で取り扱っていたものをデジタル・オンラインで行えるのであれば利便性が向上する。したがって、これを国が整備することは大いに意味があり、期待される仕組みである。医師資格証にとっても、医師の資格確認をデジタルで行うことができるため、是非、活用を検討したい。

また、提示することで医師資格を証明することができるため、医師資格証と比較しても、それ自体に大きな違いはなく、利用者が使いたい方を選択すればよい。この点で双方が反目する必要はない。

ただし、デジタル庁も明確に述べている通り、「本人であること」の確認が別途必要であることは、十分に認識の上、注意して利用する必要がある。

一方、今後の医療 DX の進展に伴い、数多く作成される医療に係る電子データは、医師でなければ作成してはいけない、作成できないものがある。その作成者が医師であり、本人であることを証明することは、単なる資格の証明というだけでなく、医療安全や医療事故を招かないようにする観点からも重要な事項である。

また、作成された医療情報に対して医師として責任を持つこと、逆に否認しないことを担保することは、紙であっても電子であっても違いはなく、資格制度の根本ともいえるべき話である。

これが、医療に係る電子データになると、資格があるという情報があれば足るものでなく、「完全性」、「真正性」、「否認防止」を資格が伴った行為として担保

して実施する必要がある。

医師資格証による HPKI 電子署名は、そのために整備されている国の制度である。

従って、両者は使い方や考え方が異なるものであり、どちらかがどちらかに代替する、どちらかを吸収するというものではなく、その関係性を正確に理解し、混同や誤解が生じないようにしつつ利用して行くことが重要である。